

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

○林業種苗法により生産事業者の登録が失効した件

### 公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつた件三件

○肥料の登録の有効期間を更新した件

○都市計画の変更に係る関係図書の写真の送付を受けた件三件

福 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長

○落札者を決定した件

福 島 県 公 安 委 員 会

○福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

## 告 示

### 福 島 県 告 示 第 百 三 十 五 号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定により、効力を失つた生産事業者の登録は、次のとおりである。

平成二十五年三月五日

福島県知事 佐藤雄平

|            |                                    |                          |                 |                 |
|------------|------------------------------------|--------------------------|-----------------|-----------------|
| 登録番号       | 生産事業者の氏名又は名称及び住所                   | 生産事業の内容                  | 事業所の所在地         | 失効年月日           |
| 福島県一<br>二九 | 上田源一<br>西白河郡矢吹<br>町大字松倉字<br>諏訪清水二四 | 幼苗の育成、幼<br>苗以外の苗木の<br>育成 | 西白河郡矢吹町<br>大字松倉 | 平成二十五年二月一<br>三日 |

## 公 告

### 公告第五十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十五年三月五日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあつた年月日

平成二十五年二月二十二日

二 名称

特定非営利活動法人ブライダルデータバンク

三 代表者の氏名

芳賀 則子

四 主たる事務所の所在地

福島県会津若松市追手町五番十号ナディスピル一階

五 定款に記載された目的

この法人は、健全な独身男女に対して、まちづくり推進を図る活動を目的として、結婚までのサポートに関する事業を行い、既婚率、出生率の向上を図り、少子化対策をもって地域活性化を行い、地域社会貢献に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

### 公告第五十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十五年三月五日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあつた年月日

平成二十五年二月二十二日

二 名称

特定非営利活動法人木材製品文化振興会

三 代表者の氏名

坂上 大藏

四 主たる事務所の所在地

福島県いわき市久之浜町末続上長沢百十五番地

五 定款に記載された目的

この法人は広く一般消費者に対し木材製品の普及を推進することにより、福島県を中心とした被災三県の復旧・復興、木材製品従事者・木材製品伝統技術継承者の雇用

（森林整備課）

創出・促進、間伐材を含む地域産材の利用促進による故郷の森林保護に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第五十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年三月五日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日  
平成二十五年二月二十五日

二 名称  
特定非営利活動法人須賀川いわせインフラ復旧・除染グループ

三 代表者の氏名  
橋本 和直

四 主たる事務所の所在地  
福島県須賀川市大町百六番地

五 定款に記載された目的

この法人は、須賀川・岩瀬地区に対して、除染、インフラ復旧等に関する事業を行い、震災被害からの地域の復旧・復興に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第五十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

平成二十五年三月五日

福島県知事 佐藤 雄平

|               |         |                |           |       |                           |          |                  |             |
|---------------|---------|----------------|-----------|-------|---------------------------|----------|------------------|-------------|
| 登録番号<br>(福島県) | 肥料の種類   | 肥料の名称          | 保証成分量 (%) |       | その他の規格                    | 氏名又は名称   | 住所               | 更新した登録の有効期限 |
|               |         |                | 窒素全量      | りん酸全量 |                           |          |                  |             |
| 827           | 混合有機質肥料 | 混合有機スーパースーパー2号 | 3.0       | 7.0   | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項 | 大栄物産株式会社 | 東京都江東区佐賀一丁目6番10号 | 平成28年3月25日  |

は、公定規格のとおり。

(農業総合センター)

公告第五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画公園の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年三月五日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画防潮の施設の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年三月五日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画緑地の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年三月五日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

一 福島県立 福島県立総合高等学校及び福島県立総合高等学校の設置  
(編 正 七 画 誌)

福島県教育委員会教育長

公告第 1 号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立勿来工業高校仮置き石炭灰処分業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 11 条及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号）第 274 条の 11 第 1 項の規定により公告する。

平成 25 年 3 月 5 日

福島県教育委員会教育長 杉 昭 重

- 1 落札に係る特定業務の名称及び数量  
 福島県立勿来工業高校仮置き石炭灰処分業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
 福島県教育庁財務課施設財産室 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号
- 3 落札者を決定した日  
 平成 25 年 1 月 21 日
- 4 落札者の氏名及び住所  
 渡辺・クレハ錦共同企業体 福島県いわき市常磐関船町上関 83 番地
- 5 落札金額  
 146,475,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
 一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条の公告を行った日  
 平成 24 年 12 月 21 日

(財務課施設財産室)

福島県公安委員会

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 3 月 5 日

福島県公安委員会委員長 高 瀬 淳

福島県公安委員会規則第 1 号

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

福島県警察の組織に関する規則（昭和 32 年福島県公安委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、第 10 号を第 9 号とする。

第 32 条の 2 に次の 1 号を加える。

(6) 福島県警察特別警ら隊に関すること。

第 36 条の 3 を第 36 条の 4 とし、第 36 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(警備監)

第 36 条の 3 警備部に警備監を置く。

2 警備監は、上司の命を受け、特に重要な事項に関する企画、調査及び調整の事務を掌理するとともに、部の事務のうち特定の事務を統括整理する。

別表第 1 いわき南警察署の部勿来交番の項中「瀬戸町のうち小玉、多田羅以」を「三沢町迎坂、瀬戸町のうち滝ノ沢」に、「滝ノ沢、三沢町迎坂」を「田多羅以、小玉」に改める。

別表第 2 福島北警察署の部伊達崎駐在所の項中「（字仲丸、字内記を除く。）」を削り、同表会津坂下警察署の部西山駐在所の項中「（字八升峠甲及び字家ノ北丙に限る。）」及び「（字居平乙に限る。）」を削り、同表相馬警察署の部大野駐在所の項中「椎ノ木、初野」を「石上、塚部、長老内、椎木」に改め、「大野台二丁目」の次に「、初野」を加え、「、塚部、石上、長老内」を削る。

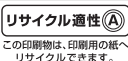
附 則

この規則は、平成 25 年 3 月 26 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第 1 及び別表第 2 相馬警察署の部大野駐在所の項の改正規定 公布の日

(2) 別表第 2 福島北警察署の部及び会津坂下警察署の部の改正規定 平成 25 年 3 月 29 日

(警 務 課)



再生紙を使用しています。

【定価】 1 箇月 3,390 円

印刷者 第一印刷株式会社